

協議事項 広島市地域防災計画の修正（案）について

1 「平成30年7月豪雨災害における避難対策等の検証とその充実に向けた提言」を踏まえた修正

検証会議からの提言を踏まえ、広島市地域防災計画について必要な修正を行う。

提 言（概 要）	修 正 の 内 容
■放送関係機関との連携強化 ■常時監視カメラによる情報の発信の検討 ■ケーブルテレビとの連携の検討 ・多くの住民に活用されている「テレビ（一般放送）」について、引き続き放送関係機関との連携強化を図るべきである。 ・危険箇所常時監視カメラを設置し、地域の災害危険性を目で見て確認できる取組の推進について検討すべきである。 ・定点カメラ等からの災害画像・動画伝達について、ケーブルテレビとの連携について検討すべきである。	Webカメラによる映像を、テレビやケーブルテレビを通じて伝達することを検討する。
■市防災情報メールの登録促進及び小学校区単位での発信の検討 市防災情報メールのより一層の登録促進を図るとともに、小学校区単位での発信を検討すべきである。	広島市防災情報メールについては、小学校区ごとにきめ細やかな災害情報提供が可能になるよう改修し、多くの市民が活用を図れるよう登録の徹底を進める。
■実効性があり、かつ、住民の参加が期待できる避難訓練の検討 近所の小規模な単位で声かけを行い一緒に避難する訓練や、災害被害者の慰霊と合わせた訓練、避難所での食事や宿泊を伴う訓練など、地域の災害リスクに応じた取組を促進し、好事例を他の地域に展開できるよう検討すべきである。	避難体制の強化を図るため、実効性があり、かつ住民の参加が期待できる避難訓練の実施に重点を置いて働きかける。
■声かけ避難の推進に向けた取組の検討 自主防災組織の会長や防災リーダーが中心となって、避難の際に、周囲の方に声かけを行うことを推進すべきである。	声かけ避難は、自主防災組織等が主体となって行い、消防団員、消防職員、警察官等は可能な限りこれを支援する。
■地域に応じた避難のあり方の検討 自主避難所として民間施設や民家を確保するなど、地域の地形等に応じた避難先の確保を推進すべきである。	自主防災組織等は、浸水時緊急退避施設に加えて、必要に応じ、一時避難施設の確保に取り組む。
■ペットの同伴避難に関する周知徹底 ペットの同行避難が基本的に可能である旨の周知を、市ホームページや広報紙等の活用により、飼い主に対し徹底すべきである。	市民に対する防災広報内容に、家庭動物との同行避難を加え、家庭動物の同行避難が基本的に可能である旨の周知を図る。
■避難行動要支援者に対する避難支援のあり方 避難行動要支援者の避難支援についての好事例を、他の地域に対しても広げていくべきである。また、避難支援が必要な方自身に対しても、日頃から近隣の住民とコミュニケーションを図れるよう促すことが重要である。	個別計画の作成については、真に避難支援が必要となる者を把握するために、高齢者地域支えあい事業などを活用するとともに、市としても専門的な立場から助言等を行う。
■職員向けの研修内容の見直しと効率的な引継ぎの推進 職員向け研修の内容について見直しを検討するとともに、職員間の引継ぎの効率化を図るべきである。	区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。
■保健師の適切な配置 保健師の保健業務への専任化を図り、状況によっては24時間常駐の体制を確保すべきである。	保健師の保健業務への専任化を図るため、開設した避難所に管理要員として常駐させる職員から保健師を除く。
■食事提供に関するマニュアル作成 食事の提供について、被災者への支援を適切に行うため、マニュアルを作成すべきである。	市備蓄救援物資の活用に加え、被災者の物的ニーズに対して、市備蓄救援物資の数量、品目・内容が不足又は不十分である場合には、市長の指示により、事業者から救援物資を調達する。
■教室の避難場所としての活用に係る検討 要配慮者等が迅速に教室を活用できるよう、事前に活用ルール等を検討すべきである。	要配慮者等の状況に応じ、教育目的の使用との調整をあらかじめ図った上で、空調等の整った教室等の活用を考慮する。
■高齢者施設等との被災者の入浴等による協定締結の検討 避難者が徒歩で活用できるよう、避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討すべきである。	避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討する。
■在宅避難者のニーズ等の把握 孤立した在宅避難者のニーズ等を把握するため、孤立する可能性のある地域をあらかじめ把握しておくべきである。	区長は、必要な支援を積極的に行うため、在宅避難者がいる場合、その状況を把握し、市長に報告する。
■被災者への支援情報のより迅速な周知方法の検討 民有地内の土砂撤去等の対象者への支援情報の周知をより迅速、かつ、確実に行う方法を改めて検討すべきである。	民有地内の土砂の処理活動に関する支援情報について、広報事項に加える。
■仮住宅の円滑な確保に向けた事前調整の実施等 家賃上限額、提供可能な民間住宅等について、関係機関との事前調整の実施を検討すべきである。	当該年度の災害救助法の対象となる家賃上限額について、あらかじめ県・国と協議するなど、必要な事前準備を行う。

2 その他の技術的な修正

①広島市受援計画策定に伴う修正 ②新たに企業と締結した災害協定の追加 ③備蓄物資の整備品目の追加 ④公益事業者の防災業務計画の改正に伴う修正 など

修正前

基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 35
--	-------------

第11 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組《危機管理室災害予防課_____、各区地域起こし推進課、各消防署》
2 避難情報の伝達手段の充実
住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく。

修正後

修正理由
○ 提言「災害時にきめ細やかな情報発信ができる「市防災情報メール」の活用を促進するため、「市防災情報メール」による受信訓練を行うとともに、総合防災訓練をはじめ多くの住民が集まる行事などを通じて、「市防災情報メール」の登録促進を図るべきである。また、「市防災情報メール」は、行政区単位で発信しているため、登録者が必要とする地区以外の情報も頻繁に受信され、本来必要とする情報を見逃すおそれがある。そのため、防災情報を行政区単位から小学校区単位で発信可能となるシステムの構築を検討すべきである。」を反映する。

第11 避難情報を住民の避難行動につなげるための取組《危機管理室災害予防課・災害対策課、各区地域起こし推進課、各消防署》
2 避難情報の伝達手段の充実
住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく。
特に、広島市防災情報メールについては、小学校区ごとにきめ細やかな災害情報提供が可能になるよう改修し、多くの市民が活用を図れるよう登録の徹底を進める。

修 正 前

基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 自主防災体制の整備	頁 64
--	-------------

第1 自主防災組織の実践活動の促進《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課、各消防署、市民局男女共同参画課》

6 自主防災組織の活動の活性化

自主防災組織の活動の活性化を図るためには、平素において地域住民が全員で取り組める共通の防災学習活動を持つことが有効であることから、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信及び広島地域の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等により住民の防災意識を高めるとともに、自発的な防災活動の裾野を広げる効果があり災害発生時における素早い活動による被害軽減が期待できる「防災マップ」の作成、「指定避難所（生活避難場所）運営マニュアル」の作成・見直しに取り組むことを積極的に働きかける。

なお、運営マニュアルについては、要配慮者や男女双方の視点に十分配慮するため、要配慮者や女性の参画を得て作成し、適宜見直しを行う。また、検証訓練については、女性の参加の促進に努めるとともに、訓練の実施にあたり「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等との連携を図る。

修 正 後

修 正 理 由

○ 提言「これまで進めてきた防災リーダー（防災士等）の養成など自主防災組織の充実に加え、実際の避難を想定し、地域や家族等の実情に合わせた訓練を継続して行っていくべきである。例えば、近所の小規模な単位で声かけを行い一緒に避難する訓練や、災害被害者の慰霊とあわせて訓練を行う取組、子どもたちも含めて避難所での食事や宿泊を行う訓練など、地域の災害リスクに応じて、実効性があり、かつ、住民の参加を期待できるような取組を促進し、各地域の防災リーダー（防災士等）を通じて、好事例を他の地域に展開できるよう検討を行うべきである。」を反映する。

第1 自主防災組織の実践活動の促進《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課、各消防署、市民局男女共同参画課》

6 自主防災組織の活動の活性化

自主防災組織の活動の活性化を図るためには、平素において地域住民が全員で取り組める共通の防災学習活動を持つことが有効であることから、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の活用による防災情報の発信及び広島地域の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等により住民の防災意識を高めるとともに、自発的な防災活動の裾野を広げる効果があり災害発生時における素早い活動による被害軽減が期待できる「防災マップ」の作成、「指定避難所（生活避難場所）運営マニュアル」の作成・見直しに取り組むことを積極的に働きかける。

さらに、避難体制の強化を図るため、実効性があり、かつ住民の参加が期待できる避難訓練の実施に重点を置いて働きかける。

なお、運営マニュアルについては、要配慮者や男女双方の視点に十分配慮するため、要配慮者や女性の参画を得て作成し、適宜見直しを行う。また、検証訓練については、女性の参加の促進に努めるとともに、訓練の実施にあたり「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等との連携を図る。

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 161
-------------------------------------	--------------

第4 避難誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

1 避難誘導は、区職員、消防職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等の連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。

2 指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、避難者の速やかな避難誘導を行う。

3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。特に高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に対しては、事前に避難を支援する者を決めておくなど支援体制を整備し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

4 避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所等や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。

5 帰宅途上者に対しては、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等への誘導を行う。

修 正 後

修 正 理 由

○ 提言「家族による声かけをさらに推進することに加え、自主防災組織の会長や市が養成した防災リーダー（防災士等）が中心となって、避難の際に、地域の緊急連絡網やメールシステムの活用も含め、周囲の方に声かけを行うことを推進すべきである。その際、消防団、常備消防及び警察も、できる限り地域コミュニティによる声かけを補完できるよう検討すべきである。」を反映する。

第4 避難誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

1 声かけ避難は、自主防災組織等が主体となって行う。消防団員、消防職員、警察官等は可能な限りこれを支援する。

2 避難誘導は、区職員、消防職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等の連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。

3 指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、避難者の速やかな避難誘導を行う。

4 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。特に高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に対しては、事前に避難を支援する者を決めておくなど支援体制を整備し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

5 避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所等や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。

6 帰宅途上者に対しては、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等への誘導を行う。

修正前

基本・風水害対策編
第2章 災害予防計画
第6節 避難体制の整備

頁

33

第7 多様な避難所の確保

必要があれば、あらかじめ指定した施設以外についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者や被災者の収容状況及び避難生活の長期化に配慮し、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難先として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、各施設所管課等は、所管施設内における避難者のための生活スペースの確保に努める。

修正後

修正理由

○ 提言「必要に応じ、地域の地形等に応じた避難先をあらかじめ決めておいて、それを前提とした避難行動を行うことを検討すべきである。例えば、自主避難所として民間施設や民家を確保したり、マンションが存在する場合はマンションの上階を自主避難所とすることも考えられる。そして、このような避難行動や避難場所は「わがまち防災マップ」に反映すべきである。ただし、早期避難により、避難行動の危険性は大きく低下するため、あわせて早期避難の徹底を周知すべきである。」及び「教育目的の使用との調整が必要であるが、要配慮者等が迅速に活用できるよう、事前に活用ルール等を検討すべきである。」を反映する。

第7 多様な避難所の確保

必要があれば、あらかじめ指定した施設以外についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、自主防災組織等は、浸水時緊急退避施設に加えて、必要に応じ、一時避難施設の確保に取り組む。

さらに、要配慮者や被災者の収容状況及び避難生活の長期化に配慮し、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難先として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、各施設所管課等は、所管施設内における避難者のための生活スペースの確保に努める。その際、要配慮者等の状況に応じ、教育目的の使用との調整をあらかじめ図った上で、空調設備が整った教室等の活用を考慮する。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究	頁 59
第1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報 《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課》 防災週間や防災行事等を通じて、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、3日分以上、可能であれば1週間分程度の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等といった家庭での予防・安全対策、気象情報や災害情報等の防災情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動、家屋内、路上、自動車運転中等の様々な条件下で災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。 このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図り、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。 (1) 広報の内容 主な広報の内容は、次のとおりとする。 ア 災害に関する一般知識 イ 災害に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、ローリングストック等を活用した食料等の備蓄の確保、避難時に最低限必要となる非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所等の確認等） (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 提言「ペットの同行避難が基本的に可能であることが、住民に十分周知されていないことから、市ホームページや広報紙を活用するとともに、飼い犬の登録時等の機会に、また、動物病院の協力を得て、飼い主に対する周知を徹底すべきである。」を反映する。
第1 防災知識の普及 1 市民に対する防災広報 《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課、 <u>動物管理センター</u> 》 防災週間や防災行事等を通じて、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、3日分以上、可能であれば1週間分程度の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等といった家庭での予防・安全対策、気象情報や災害情報等の防災情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動、家屋内、路上、自動車運転中等の様々な条件下で災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。 このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（GIS）の防災情報、広島地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図り、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。 (1) 広報の内容 主な広報の内容は、次のとおりとする。 ア 災害に関する一般知識 イ 災害に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、ローリングストック等を活用した食料等の備蓄の確保、避難時に最低限必要となる非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所等の確認、 <u>家庭動物との同行避難</u> 等） (略)

修正前

基本・風水害対策編
第3章 災害応急対策
第5節 避難対策

頁

162

第6 指定緊急避難場所等の開設等

3 指定緊急避難場所等の管理運営《健康福祉局健康福祉・地域共生社会課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

- (1) 区長は、原則として、開設した避難所に職員_____を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。
- (2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。

修正後

修正理由

○ 提言「職員向け研修の内容について見直しを検討するとともに、職員も自主防災組織が行う避難所運営訓練に参加することを進めるべきである。また、職員間の引継ぎ事項をあらかじめ明確化しておき、引継ぎの効率化を図るべきである。」及び「保健師は避難所に配置する職員のローテーションから外し、避難所における保健業務が適切に行えるよう専任化を図るべきである。また、避難所の状況によっては、保健師による24時間常駐の体制を確保すべきである。」を反映する。

第6 指定緊急避難場所等の開設等

3 指定緊急避難場所等の管理運営《健康福祉局健康福祉・地域共生社会課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

- (1) 区長は、原則として、開設した避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。
- (2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。

また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 164
<p>第1 物資の調達</p> <p>1 備蓄物資の優先活用 <u>市民が日頃から備蓄している食品・生活必需品の消費を最優先するとともに、健康福祉局長（地域福祉課）は、分散備蓄倉庫（市立小学校等）及び集中備蓄倉庫（広島市民球場（マツダスタジアム）等）に震災対策用として備蓄している食品・生活必需品を優先的に活用する。</u></p> <hr/> <hr/> <p>2 物資の調達 <u>災害時における食品・生活必需品の調達は、原則として健康福祉局長（原則として地域福祉課とするが、応急仮設住宅の入居者等に給与又は貸与する寝具その他生活必需品については健康福祉・地域共生社会課）において数量等の取りまとめを行い、これを基に経済観光局長（経済企画課（局内調整）・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場）が、関係団体・企業等と締結した災害協定に基づき購入・支払事務を行う。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議のうえ調達を行い、調達に係る購入・支払事務については経済観光局長が行う。</u></p> <p>3 物資の供給フロー <u>物資の供給は、次のフロー図による。</u> <u>なお、救援物資の受入・配分については、「第4章第5節 義援金及び救援物資の受入・配分計画」に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>市災害対策本部長が行う場合</u> （フロー図略）</p> <p>(2) <u>被害状況により区災害対策本部長が行う場合</u> （フロー図略）</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 提言「食事の提供について、災害による流通途絶の有無、備蓄食品の保管状況、国及び県よる対応状況などを考慮し、被災者の支援を適切に行うため、マニュアルを作成すべきである」を反映する。</p> <p>○ 広島市受援計画との整合性を図る。</p>
<p>第1 救援物資の取得</p> <p>1 市備蓄救援物資の活用 <u>市民が日頃から備蓄している食品・生活必需品の消費を最優先するとともに、本市が分散備蓄倉庫（指定避難所（生活避難場所）等）、集中備蓄倉庫（広島市民球場防災備蓄倉庫等）に備蓄している救援物資及び循環備蓄している救援物資を活用する。</u> <u>なお、分散備蓄救援物資の活用は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所（生活避難場所）運営本部長が行う。</u> <u>また、集中備蓄・循環備蓄救援物資の活用は、市災害対策本部事務局統制・検討班が行う。</u></p> <p>2 域内での救援物資調達 <u>物的ニーズに対し、本市の備蓄救援物資では数量が不足する場合や、品目・内容が不足又は不十分である場合には、域内で協定締結事業者又はその他の事業者から救援物資を調達する。</u> <u>この域内での救援物資の調達は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が域内での救援物資の調達に協力する。</u> <u>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</u> <u>調達時の区災害対策本部、健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー図による。</u></p> <p>(1) <u>区災害対策本部で行う場合</u> （フロー図略）</p> <p>(2) <u>区災害対策本部で行えない場合又は市で一括して取得する方が有利な場合</u> （フロー図略）</p> <p><u>域内での救援物資調達により救援物資を取得した場合には、救援物資は調達先事業者から指定避難所（生活避難場所）等に直接輸送し、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は開設しない。</u></p>

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章災害応急対策 第4節災害広報・公聴の実施	頁 156
---	--------------

第1 広報活動

(2) 広報事項

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に依頼して行う方法 ・臨時災害放送局を利用して行う方法 ・市ホームページを利用して行う方法 ・市防災情報共有システムを利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告を利用して行う方法
11 防疫・保健衛生活動	健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・文字多重放送を利用して行う方法 ・その他メディアを利用して行う方法
<u>12</u> 特別清掃活動	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・警察の機関へ依頼して行う方法 ・サイレンを利用して行う方法 ・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法 ・河川の放流警報設備を利用して行う方法
<u>13</u> 猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・有線放送を利用して行う方法 ・航空機を派遣して行う方法
<u>14</u> 被害者救済制度	健康福祉局等	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車を派遣して行う方法
<u>15</u> その他防災関係情報	関係部局 各区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に掲示板・回覧板を活用する方法 ・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
摘 要	① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。	
	② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。	
	③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。	
	④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。	
	⑤ 臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。	

修 正 後

修 正 理 由

○ 提言「被災者が常に（民有地内の土砂撤去に関する）情報が得られる環境にない場合も多いことから、有益な情報も伝わらないおそれがある。このため、被災者への支援情報（変更があった場合を含む。）の周知をより迅速、かつ、確実にを行う方法について、改めて検討すべきである。」を反映する。

第1 広報活動

(2) 広報事項

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に依頼して行う方法 ・臨時災害放送局を利用して行う方法 ・市ホームページを利用して行う方法 ・市防災情報共有システムを利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告を利用して行う方法
11 防疫・保健衛生活動	健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・文字多重放送を利用して行う方法 ・その他メディアを利用して行う方法
<u>12</u> 民有地内の土砂の処理活動	<u>下水道局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察の機関へ依頼して行う方法 ・サイレンを利用して行う方法
<u>13</u> 特別清掃活動	環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法 ・河川の放流警報設備を利用して行う方法 ・有線放送を利用して行う方法
<u>14</u> 猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機を派遣して行う方法 ・広報車を派遣して行う方法
<u>15</u> 被害者救済制度	健康福祉局等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の掲示板・回覧板を活用する方法
<u>16</u> その他防災関係情報	関係部局 各区	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
摘 要	① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。	
	② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。	
	③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。	
	④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。	
	⑤ 臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。	

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第20節 住宅等応急対策	頁 216
---	--------------

第3 応急仮設住宅等の供与《都市整備局住宅政策課》

1 借り上げ住宅による応急仮設住宅の供与

市長は、広島県が不動産関係団体と締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」や「大規模災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書」に基づき、広島県を通じて不動産関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅の空き家に関する情報の提供を受けるとともに、応急仮設住宅として借り上げ、応急仮設住宅の供与対象者に供与する。

修 正 後

修 正 理 由

○ 提言「県・国と協議して、当該年度の災害救助法の対象となる家賃上限額についてあらかじめ定めておくべきである。また、平時から、不動産事業者と調整して、仮住宅として提供できる住宅について整理しておくなど、事前の準備を行っておくべきである。」を反映する。

第3 応急仮設住宅等の供与《都市整備局住宅政策課》

1 借り上げ住宅による応急仮設住宅の供与

市長は、広島県が不動産関係団体と締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」や「大規模災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書」に基づき、広島県を通じて不動産関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅の空き家に関する情報の提供を受けるとともに、応急仮設住宅として借り上げ、応急仮設住宅の供与対象者に供与する。

また、当該年度の災害救助法の対象となる家賃上限額についてあらかじめ県・国と協議するなど必要な事前準備を行う。